

**事業事前評価表**  
**国際協力機構人間開発部保健第二グループ保健第四チーム**

**1. 案件名**

国名： タイ王国（以下、タイ）

案件名： 和名 グローバルヘルスとユニバーサルヘルスカバレッジのためのパートナーシッププロジェクト フェーズ2

英名 The Partnership Project for Global Health and Universal Health Coverage Phase 2

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置づけ

タイでは2002年に、これまで健康保険・医療保障にてカバーされていなかった自営業者等のインフォーマルセクターの国民を対象とした Universal Coverage Scheme（以下、UC制度）が開始された。これにより、従来の公務員医療給付制度、被雇用者向け社会保障制度とあわせ人口のほぼ100%が健康保険・医療保障にてカバーされるようになった。しかしながら、タイ国内の一人当たりのUC制度の予算が10年間で倍増している（International Labour Office, 2016）ことに加え、3つの医療保障制度間の保障範囲と支払メカニズムの相違や、少子高齢化といった人口動態の変化を踏まえると、更なるユニバーサルヘルスカバレッジ（すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられること。以下、UHC）の達成に関する課題が山積しているといえる。保健人材においても、高齢者介護等のニーズが高まる中で、質や技術力の地域間格差の改善が、喫緊の課題となっている。

また、タイは、未だに国民に対する健康保険・医療保障制度が十分整備されていないことが多い中進国を含む開発途上国の中でも、早い時期に国民に対する健康保険・医療保障制度の導入を達成したことから、その経験を活かし、UHCに関する南南協力（特に近隣諸国を中心）を精力的に実施している。2016年～2020年にかけて実施した技術協力プロジェクト「グローバルヘルスとユニバーサルヘルスカバレッジのためのパートナーシッププロジェクト（以下、フェーズ1）」においては、日本からタイへの技術支援に留まらず、タイの強みである国際保健外交を活かして日本とタイの経験を他国に発信する活動を実施した。その結果、タイ国内における公的保険制度上の課題に関しては、日本の知見の共有の結果としてバンコク都市圏における診療報酬制度の導入・試行等で成果があり、また、日タイ双方の強みである母子保健の経験をテクニカルペーパーに取りまとめ、母子手帳国際会議で発表するなど、他国への発信についても一定の成果があった。一方、フェーズ1では診療報酬制度のカバー範囲の拡大や、限られた保健人材の効果的な活用に関するタイ国内での更なる取り組みに関し、日本からの支援が必要であることがタイ、日本双方で確認された。また、他国、特に繋がり強い周辺国（カンボジア、ミャンマー、ラオス、ベトナム等）への支援については、課題分析に基づき中長期的な観点から支援を行うことや、タイ側による主体的な働きかけの支援に取り組んでいたが、更なる取り組みの余地を残している。

かかる状況をふまえ、①タイ国内の保健財政、特に公的保険制度の改善や保健人材の活用に関する日本からの支援のほか、②タイ国内のこれらの取り組みで得られた経験や知見を活かした、タイによる周辺国の課題分析支援や、タイ側による周辺国の能力強化に取り組む支援、③上記のプロセスを通じて周辺国を含む他国とのパートナーシップを強化し、国際保健上の課題解決に対し貢献するための支援がタイ政府より要請された。

本事業は、タイ国政府が策定した「公衆衛生のための国家 20 年戦略（2017-2036）」のうち、持続可能なサービスの強化及び人材の強化に位置付けられ、高齢化社会を迎えるタイにおける保健財政や保健人材の確保といった重要課題への取り組みを支援するものである。また、「第 12 次国家社会経済開発計画（2017-2021）」に掲げられている国際的な舞台で指導力を発揮する立場として国際協力にさらに注力していくことを支援するものであり、両国の知見や経験を他国の UHC の推進に今後さらに活かすため、体系的な取りまとめを行い、継続的な支援・発信を行う体制を整えるものである。

## (2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

日本政府は 2015 年 9 月に策定した「平和と健康のための基本方針」において、UHC が国際社会で主流化するよう取り組むとともに UHC 実現のために必要な支援に焦点を当てることを掲げている。また、2016 年 5 月に行われた G7 伊勢志摩サミットの成果文書「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」においても、UHC を促進し最も脆弱な国々の保健システム強化のため、各国とのパートナーシップを重視することが掲げられており、本事業の方針と合致する。さらに、2017 年 12 月に日本政府、世界銀行、世界保健機関（WHO）、JICA 等が、各国における UHC 達成に向けた取り組み事例の共有及び UHC の更なる推進を目的とした国際会議「UHC フォーラム 2017」を開催し、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）東京宣言」を発信した。ここでは、2030 年までに世界中全ての人々へ保健医療サービスを普及させるべく、取り組みを加速させることが再確認されている。各国の UHC に係る政策・課題・経験を集結し、世界的な連携を更に強化していくことが重要とされていることから、タイ及び他国とのパートナーシップを活かし、国際的な UHC 達成に貢献する本プロジェクトは同宣言とも合致する。

本事業は「対タイ王国国別開発協力方針（2020 年 2 月）」の重点分野の一つである「(1)持続的な経済の発展と成熟する社会への対応」の中の協力プログラム「社会保障（高齢化問題、社会的弱者支援）」、本プロジェクトで重点的に課題分析や能力強化に取り組むタイ周辺国が含まれる ASEAN の UHC 達成に向けた「(2)ASEAN 域内共通課題への対応」、「(3)第三国支援の実施」に貢献するものである。また、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」の特にターゲット 3.8「UHC の達成」に寄与する。さらに、第三国への支援や国際保健上の課題における日タイの連携による取り組みの強化は、ゴール 17「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」にも貢献する。したがって、本事業を支援する意義は大きい。

## (3) 他の援助機関の対応

WHO、世界銀行、JICA、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）等が 2007 年以降毎年グロ

「一バルヘルスの重要課題を協議し国際保健の潮流を形成する国際会議”Prince Mahidol Award Conference“をタイ保健省と共催している。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、①タイと日本において UHC、特に保健財政と保健人材分野に係る経験が共有され、両国の UHC の促進に貢献すること、②タイと周辺国における UHC 及び国際保健の実施に向けた能力強化が促進されること、③UHC 及び国際保健の実施に関する教訓と好事例が（主にタイと日本から）国家レベル・地域レベル・国際レベルで共有、促進されることにより、タイおよび他国における保健財政と保健人材に焦点をあてた UHC 達成のための能力及び協働して国際保健上の課題を解決するための能力強化を図り、もってタイと日本、及び他国のパートナーシップが継続的に活用され、国際保健上の解決に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

タイ・バンコク及び他参加国

参加国とは、本プロジェクトで能力強化に取り組む周辺国と、周辺国に限定せず国際会議等を通じて広く情報の発信を行う国等、本プロジェクトで直接関与する全ての国を指す。

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： タイ及び参加国のカウンターパート機関及び関係機関関係者

最終受益者： タイ及び参加国の国民

#### (4) 総事業費（日本側）：2.6 億円

#### (5) 事業実施期間：2020 年～2023 年を予定（計 36 ヶ月）

#### (6) 事業実施体制：保健省（Ministry of Public Health: 以下「MOPH」）、 国家医療保障機構（National Health Security Office: 以下「NHSO」）： 保健省から独立した行政機関であり、国民医療保障制度を運営している。

#### (7) 投入（インプット）

##### 1) 日本側

① 専門家派遣：長期／短期専門家（チーフアドバイザー、技術調整、業務調整等  
（合計約 108M/M）

② 研修員受け入れ：本邦研修

##### 2) タイ国側

① カウンターパートの配置：プロジェクトディレクター、プロジェクト・マネージャー等

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

#### (8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

##### 1) 我が国の援助活動

タイで実施中の技術協力プロジェクト「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト」（2017－2022 年）とタイにおける高齢者支援について情報共有及び連携が期待される。

## 2) 他援助機関等の援助活動

WHO が保健財政の分析、UHC に係る国際会議を実施している。東南アジアにおける保健分野協調として、South-East Asia Regulatory Network (SEARN)を構築しており、情報共有のためのプラットフォームの提供をしている。

## (9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境社会配慮

- ①カテゴリ分類：C
- ②カテゴリ分類の根拠：環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。
- ③環境許認可：特になし
- ④汚染対策：特になし
- ⑤自然環境面：特になし
- ⑥社会環境面：特になし
- ⑦その他・モニタリング：特になし

### 2) 横断的事項：特になし

### 3) ジェンダー分類：【対象外】■ (GI) (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<活動内容／分類理由>

本事業は、ジェンダー主流化ニーズに関する検討がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに直接資する取組を実施するに至らなかったため。

## (10) その他特記事項：特になし

## 4. 協力の枠組み

### (1) 協力概要

#### 1) 上位目標と指標

上位目標：

プロジェクトを通じて強化された UHC 実施の能力や体制により、国際保健上の解決に係るタイと日本、及び他国のパートナーシップが継続され、支援に活用されている。

指標：

プロジェクトの活動の結果構築された、リソースセンター、人材育成、他国を含む連携の枠組み等が維持される。

#### 2) プロジェクト目標と指標

プロジェクト目標：

保健財政と保健人材に焦点をあてた UHC 達成のための能力及びタイと他国が協働して国際保健上の課題を解決するための能力がタイと他国において強化される。

指標：

UHC 達成に向けた政策決定及び実施プロセスに対する提言の数

### 3) 成果

成果 1 : タイと日本において UHC、特に保健財政と保健人材分野に係る経験が共有され、両国の UHC の促進に貢献する。

成果 2 : タイと周辺国における UHC 及び国際保健の実施に向けた能力強化が促進される。

成果 3 : UHC 及び国際保健の実施に関する教訓と好事例が（主にタイと日本から）国家レベル・地域レベル・国際レベルで共有され、促進される。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- 大きな災害や政変が発生しない。
- 保健分野における日タイのパートナーシップが維持される。

### (2) 外部条件（リスクコントロール）

#### （成果達成への外部条件）

- 関係省庁が UHC の実施について優先的に取り組み、継続的に関与する。

#### （プロジェクト目標達成への外部条件）

- 関係機関が UHC の実施改善に対する最大限の取り組みを行う。

#### （上位目標達成への外部条件）

- UHC がタイ国内及び参加国の間で国家的な優先課題として認識される。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

### (1) 類似案件の評価結果

タイ国で実施した技術協力プロジェクト「公的医療保険情報制度構築支援プロジェクト」（2003 年 7 月～2006 年 7 月）では、タイ政府の医療保険制度改革に関する情報収集及び意見交換を行い、プロジェクトがタイ側の政策（本プロジェクトであれば医療保険制度改革等）においてどのように位置付けられているのかカウンターパート（C/P）と協議することの重要性を挙げている。

また、フェーズ 1 では、UHC の制度改善、国民皆保険を達成した日本とタイの経験の他国への共有、及び国際会議の場での発信等に取り組んだが、実務レベルでの活動を仕組みとして継続することに課題があったことが指摘されている。

### (2) 本事業への教訓

政策レベル及び実務レベルの多岐にわたるタイ側関係者と日常的にコミュニケーションを取ることが必要となるため、本事業では JPMT（Joint Project Management Team）を引き続き設置し、実務レベルにおける定期的な情報共有及び意見交換をすることとした。

他国支援に関しては、他国側のキーパーソンの確保が難しい場合は連携が進まない点が課題として挙げられた。フェーズ 1 後半の段階からタイ側の C/P を通じて他国にアプローチしていたため、本案件でも継続し、タイ側の C/P を通じて他国側のキーパーソンの確保に取り

組む。また、フェーズ2では他国において実施されている保健セクターの JICA 事業と連携することでキーパーソンとの調整を促進するよう働きかける。

## 7. 評価結果

本事業は、タイ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、特に保健財政、人材育成の能力強化や、国際保健における情報発信力強化を通じて、タイ及び第3国の保健分野における能力強化やパートナーシップ強化に資するものである。また、SDGs に関しゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」及びゴール17「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献すると考えられる。計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
  - 4. (1) のとおり。
- (2) 今後の評価計画
  - 事業終了3年後 事後評価

以上